

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区木崎五丁目十九番九号 ヴィルヌーブ前窪N棟
株式会社プロファア

二 指定年月日

平成三十一年三月二十日